

阪神間デジタルサイネージ広告掲載業務委託プロポーザル 質問・回答 一覧

該当箇所	質問	回答
実施要領 3 (3)	実施要領 (3) 提出書類について 登記簿・納税証明書は写しでも可能か	原本が必要です。
実施要領 4 (1)	実施要領 4 審査等 (1) 審査方法 プレゼンテーションを行うにあたり、プロジェクターなどの機材等がありますか。	プロジェクター、HDMI ケーブル、レーザーポインターがあります。
実施要領 4 (1)	11月1日にプレゼンテーションがあるかと存じますが、現在弊社ではコロナ感染対策の為、対面接触での商談等をオンラインでの商談に切り替えている状況でして、今回、オンラインでのプレゼンテーションの参加などは可能でしょうか？	オンラインでの参加は不可です。
実施要領 4 (2)	今回の公募の選定基準は何になりますでしょうか？ 例えば、媒体のボリュームがある方が良いのか、もしくは金額が安い方が良いのか、など基準をお伺いできますと幸いです。基準を教示いただけましたら、よりご意向に沿ったご提案ができるかと存じます。	選定基準は、「企画提案内容」、「業務遂行能力」及び「経費・見積額」の3項目でそれぞれ審査し、総合的に選定します。
応募様式 3	企画提案書に A4 版 1 ページ程度と記載がございますが、(1) や (2) や (3) の枠を広げて記入しても大丈夫でしょうか？ その場合、A4 版 1 ページではなく、A4 サイズで 2 頁に渡っても問題ございませんでしょうか？	様式の枠を広げても大丈夫です。また、A4 サイズで 2 ページに渡っても問題ありません。
仕様書 3 (1)	仕様書 (1) 制作物について 仕様書に記載がある提供動画を予め確認する方法はあるのか	「丹波篠山黒豆賛歌」の動画は下記 URL のとおりです。 https://www.youtube.com/watch?v=JQ56px77j3U&feature=emb_title その他の動画は公開されておりません。その他の動画の提供を希望する場合は、当事務局にメールで連絡してください。動画の提供が可能です。
仕様書 3 (2)	仕様書 3 委託内容詳細 (2) 掲出場所 同じデジタルサイネージ媒体で、3 種類の広告動画を放映する必要があるということでしょうか。	同じデジタルサイネージ媒体で放映する必要はありません。丹波ささやま農業協同組合の提供動画（「丹波篠山黒豆賛歌」等）、丹の里活性化推進協議会の提供動画（「丹の里特産物動画」等）、丹波農業改良普及センターの提供動画（「hyogo sake 85」等）の3団体の動画（1団体につき1種類以上）を阪神間の兵庫県のエリアと大阪府のエリアそれぞれ1カ所以上で放映することを指しています。
仕様書 3 (2)	「3 業務内容詳細 (2) 掲出場所」について、「兵庫県と大阪府の両方のエリアでそれぞれ1カ所以上に3種類以上の広告動画を掲出」とありますが、こちらは同時期に3種類以上を放映することが条件でしょうか。随所に「差替え時」という記載がありますので、期間内のトータルで3種類以上放映すれば問題ないでしょうか。	同時期である必要はありません。期間内にトータルで3種類以上（阪神間の兵庫県エリアと大阪府エリアそれぞれ1カ所以上で3団体（丹波ささやま農業協同組合、丹の里活性化推進協議会、丹波農業改良普及センター）の提供動画それぞれ1種類以上）を放映する必要があります。

仕様書 3 (3)	仕様書 3 委託内容詳細 (3) 数量 効果的だと思われる媒体が1 ロール 6 分を超過した場合はご提案は不可という認識でよろしいでしょうか。	1 ロール 6 分以下としてください。
仕様書 3 (4)	仕様書 (4) 期間について 指定動画を 12 月上旬～2 月下旬の 2 ヶ月強に常時掲示するのか。それとも期間内で協議の上スポット掲示することも可能なのか。 「3 業務内容詳細 (4) 期間」について、「令和 4 年 12 月上旬～令和 5 年 2 月下旬」とありますが、この期間中は常に何かしらの広告が掲載されていることが条件でしょうか。	期間内でスポット掲示することも可能ですが、効果的な広報が期待できるか、審査を行います。
仕様書 3 (4)	「3 業務内容詳細 (4) 期間」について、当該期間において、当案件以外で阪神間で掲出を予定されている広告媒体はございますでしょうか。	当実行委員会では、当該事業以外で掲載を予定している広告媒体はありません。